令和６年度 東京都居住支援協議会総会（オンライン会議）

議事要旨

１　日時、場所

令和６年６月１４日（金曜日）14:00～15:30

東京都庁第二本庁舎　13 階　13Ａ会議室（オンライン会議）

２　構成員数及び出席数

構成員数　60 者、出席団体数　37 者

（オブザーバー数　41 区市、出席オブザーバー数　39 区市）

３ 議題及び質疑応答

（１）議決事項

【議決事項１】

事務局：「議案１　令和５年度の事業報告について」説明（資料 1-1～1-5）

構成員：過半数の賛成により議題原案のとおり可決された。

【議決事項２】

事務局：「議案２　令和６年度の事業計画について」説明（資料 2-1～2-3）

構成員：過半数の賛成により議題原案のとおり可決された。

【議決事項３】

事務局：「議案３　東京都居住支援協議会会則の改正について」説明（資料 3-1～3-2）

構成員：過半数の賛成により議題原案のとおり可決された。

（２）その他連絡事項

・令和６年度のオブザーバーについて、事務局から説明（資料４）

・令和６年度の幹事の選任について、事務局から説明（資料 5-1～5-2）

・区市居住支援協議会の活動内容等について

居住支援協議会に関する区市町村の意向（資料６）、都内居住支援協議会の状況一覧（資料７）を事務局から説明

・東京都指定居住支援法人の活動紹介

以下の２者が活動紹介を行った。

①（株）ディスカバリー

②（株）Ｎ・フィールド

・東京都居住支援協議会ワーキングについて、事務局から説明（資料８）

・区市町村居住支援協議会活動支援補助金について、東京都から説明（資料９）
・（国交省）住宅セーフティネット法等の改正について、事務局から説明（資料 10）
・住宅セーフティネット（東京ささエール住宅）に係る取組について、東京都から説明（資料 11）

（３）意見交換

構成員：国の補助金を活用しているが、都の補助金を活用する際に重複しているところがあると難しいと言われたことがある。昨年度活用しているところがあれば、どんなやり方をしているのか教えてほしい。

東京都：事前相談の段階では、可能であれば国と都の人件費を各人で明確に区分することが望ましい。一人分の人件費について、実績割合で按分して良いかについては国と調整できておらず、現段階では明確な経費区分ができる場合としている。制度の利用しづらい点などに関してはご意見をいただきたい。

構成員：小金井市では、今年度事業として、居住支援に関する川柳を募集することにしている。事業の目的は、川柳を通して、広く居住支援に関し周知することである。川柳を募集するに当たり、２次選考委員を募集する。関係行政庁職員、居住支援協議会に関わる方を対象とし、人数に制限を設けていない。選考委員は６月 14 日、川柳は７月１日から募集予定。是非とも応募をお願いしたい。

構成員：居住支援法人として、相談件数も増えており、中でも生活保護に至らない低額所得者は初期費用の準備も難しいなど、賃貸物件探しに苦労をしている。そういった方には公営住宅を紹介したいが、空き住戸の情報提供や公営住宅を増やすことも検討してはどうか。

東京都：都営住宅の入居者募集について、情報提供する。

構成員：賃貸物件に関する相談が増えてきているが、ささエール住宅の補助金に関し、活動費や人件費などどういったものが対象になるか。

東京都：住宅の確保に係る活動費、人件費相当であり、オーナーとの交渉に係る人件費や入居者の確保に係る人件費、転居に係る費用などが対象となる。また、物件の管理運営費として、入居の有無にかかわらず家賃の２割相当に対し、補助率をかけて補助金として交付する。さらに居住支援に関する費用として、人件費に対する補助金を交付する。

構成員：人件費はどういったものか。

東京都：基本的に業務を行う職員の給料相当になる。具体的な職務に対する単価があり、

時間によって積み上げていく。

構成員：そういったものは、公表されているのか。

東京都：補助金に関しては、要綱などをホームページに掲載しており、具体的な単価等が記されている。